

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

令和4年4月12日から5月12日までパブリックコメントを募集したところ、3件のコメントをいただきました。お寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方を以下のとおり取りまとめましたので、ご報告します。

なお、今回のパブリックコメントの対象である保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）及び保険会社向けの総合的な監督指針改正（案）に対するご意見ではないもの（2件）については、個別に回答しませんが、今後の施策の参考とさせていただきます。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	保険業法施行規則別紙様式第25号の2または3に規定される様式が改訂される場所、過年度分の数値については今回の様式改訂を踏まえた統計やシステムの手当が出来ておらず、報告用の数字が把握できない可能性も想定されます。従って、過年度分の数値に関しては、様式改訂後一定期間は可能な範囲内で作成し、提出することにより受領いただきたいと考えますが、この点につき、ご当局のお考えをお示しいただけますでしょうか。	様式改訂以降、最初に提出する事業報告書等において、仮に過年度の数値を記載することが困難である場合には、必ずしも記載することを求めるものではありません。
2	保険業法施行規則別紙様式第25号の2または3に規定される様式の提出について、掲載されている形式（Excelファイル形式）での提出が求められているものと認識しておりますが、別添可としている書面に関するファイルについては、特段ファイル形式の指定はないという理解でよろしいでしょうか。また、当様式の提出方法について、令和4年4月1日以降は、金融庁電子申請・届出システム等を利用した申請・届出に協力するよう要請されている認識をしておりますが、この点につき、認識の相違はありませんでしょうか。	貴見のとおりです。

3	<p>エクセルも慣れれば使い易いですが、外国もののエクセルに限定する必要もないかと考えられます。</p> <p>また、今回報告内容が細かくなりかつ増えていますが、ここまですることで企業側の負担も大きくなりますが、その負担増を凌駕するメリットはどのようなものがあるのでしょうか？</p>	<p>エクセルは、表計算ソフトとして広く使用されていることから、現在も当庁ウェブサイトを通じエクセルで本件報告書様式を提供しております。なお、報告書提出において紙ではなく限定された様式によるオンライン提出を活用いただくことで、電子化の更なる促進および集計上の負担軽減に資することを企図しております。</p> <p>また、今回の改訂は、代理店の規模・特性や体制整備状況を適切に把握すること等を目的としており、これが政策上のメリットと考えております。なお、企業側の負担については、販売実績状況に関して、保険商品名毎に全保険商品の実績を報告するのではなく、保険種類毎に上位5商品の実績を報告する形式に効率化したほか、一部項目について、適切な既存書面がある場合には、その書面の添付をもって記載を省略できるとするなど、負担軽減に配慮しております。</p>
---	--	--